

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯	
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00	
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)			
◎自立支援・家計相談			
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00	
◇不動産相談	毎月第3水曜		
◎障害児者相談	毎月第3木曜		
保険・年金相談	毎月第4水曜		
◎女性相談	毎月第4金曜		
*法律相談	毎月第2金曜		10:00～16:00

◇偶数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料での相談は一人1回です。

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 9月19日（水） 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会

☎ 082-423-7752

高齢者総合相談・介護家族相談

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金 (土・日は要相談)	8:30～17:00 (ふくしの駅)
介護家族 相談会	偶数月の 第2金曜日	13:30～15:00 (多機能型事業所あさひ サロンスペース)

問い合わせ

地域包括支援センター ☎ 22-5494

出張年金相談

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 人権センター1階会議室

※9月から場所変更。ご注意ください。

※相談は予約制です。

※前々日の12時までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ

呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10-52）

問い合わせ 広島県生活センター ☎ 082-223-8811

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二（忠海中町）☎ 26-0607

美容医療でクーリング・オフ可能なケースも！

～美容医療に解約ルールが加わりました～

〈相談内容〉

雑誌広告で「初回無料カウンセリング」と書かれていたサロンに出向き、腕の脱毛について話を聞くとつもりだった。しかし実際は施術の勧誘で、6万円のコースを熱心に勧められ、仕方なく契約した。その場ですぐ施術1回分を試したが、腕が腫れた。もう通いたくない。解約したい。

【美容医療サービストラブルとは？】

脱毛以外にもシミやシワの除去、脂肪の減少などで身近になりつつある美容医療ですが、寄せられる苦情には、契約内容や解約条件に関するもののほか、施術による火傷や傷によるものもあります。

【トラブルにあったときは？】

このような医療サービスのうち、サービス提供期間が1か月を超え、かつ支払い総額が5万円を

超える契約は、平成29年12月から法律により、クーリングオフや中途解約が可能になりました。施術によりけがをした場合には施術を中止し、速やかに医師の診察、治療を受けましょう。補償を求めるときには、医療機関で診断書などを取っておきましょう。

【サービスを受ける前に】

まず情報収集が大切です。雑誌やホームページ上の記述、口コミだけでなく、理解できるまで医師に説明を求めましょう。

更にその施術が自分にとって本当に必要か、リスクについても認識し、出来るだけ即日施術は避けるようにしましょう。

おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室（☎ 22-6965）にご相談ください。